別記様式第五十三号別紙1の備考2及び別紙2の備考2中「には、」の次に「猟銃にあつては」を、「別を」の次に「、空気銃にあつてはレバースプリング式、ボンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を」を加え、同様式別紙2の備考11を同様式別紙2の備考12とし、同様式別紙2の備考10を同様式別紙2の備考9の次に次のように加える。

10　空気銃射撃競技のための射撃練習の用途に供する空気銃である場合には、その旨を備考欄に記載すること。ただし、空気拳銃については記載することを要しない。

別記様式第五十三号別紙3の備考2中「には、」の次に「猟銃にあつては」を「別を」の次に「、空気銃にあつてはレバースプリング式、ボンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を」を加える。

別記様式第五十七号の備考3に後段として次のように加える。

空気銃に係る練習射撃場の指定を申請するときは、第71条第2号に掲げる練習射撃場に係る申請にあつては、使用する銃砲について空気拳銃を除く旨を、同条第3号に掲げる練習射撃場に係る申請にあつては、使用する銃砲について空気銃射撃競技のための射撃練習の用途に供する空気銃に限る旨を記載すること。

別記様式第六十一号中

講習修了証明書
技能検定合格証明書又は教習終了証明書

を

講習修了証明書又は推薦
技能検定合格証明書又は教習修了証明書

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百三十一号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則に規定する様式による書面については、この府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

省　令

○防衛省令第一号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第五条の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月十八日

防衛大臣　中谷　元

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「特別防衛功労章」の下に「及び特別部隊功績貢献章」を加え、「別表第一の二」を「それぞれ別表第一の二及び別表第一の三」に改め、同条第三項中「第三級防衛功労章」の下に「、第一級部隊功績貢献章」を加える。

第六条の見出し中「防衛功労章」の下に「及び部隊功績貢献章」を加え、同条第一項中「又は第三級防衛功労章」を「若しくは第三級防衛功労章」に改め、「という。）」の下に「又は特別部隊功績貢献章若しくは第一級部隊功績貢献章（以下「部隊功績貢献章」という。）」を加え、同条第二項中「左の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改め、「防衛功労章」の下に「及び部隊功績貢献章」を加え、同条第三項中「防衛功労章」の下に「及び部隊功績貢献章」を加え、「右胸部」を「左胸部」に改め、同条第四項中「防衛功労章」の下に「及び部隊功績貢献章」を加える。

第八条の見出し中「防衛功労章又は精勤章」を「防衛功労章等」に改め、同条第一項中「隊員」の下に「又は特別部隊功績貢献章を授与された隊員」を加え、同条第二項中「第三級防衛功労章を授与された隊員」の下に「、第一級部隊功績貢献章を授与された隊員」を加える。

別表第一の二を次のとおり改める。

別表第一の二（第四条関係）

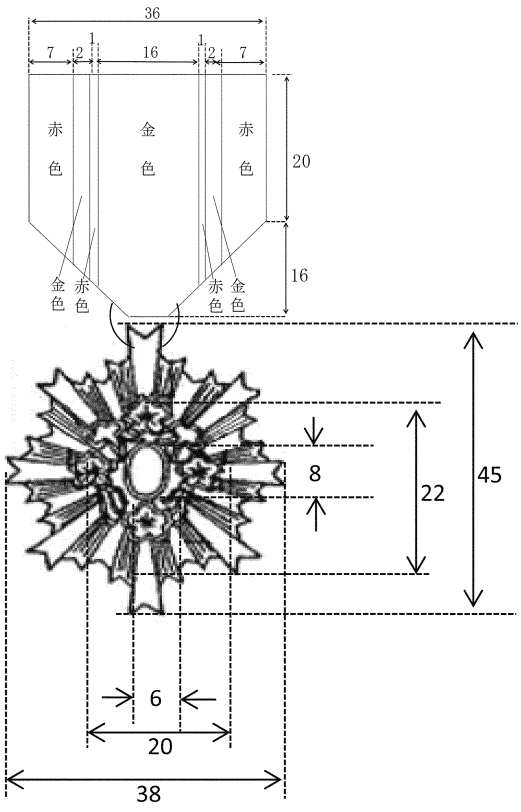
一　制式

章	地	金	純銀
	表面	中央の部	赤色七宝及び金色
		桜及び雲の部	白色七宝及び金色
		旭光の部	白銀色及び地金色
	裏面		地金色
綬	金属芯に絹及び化学繊維の交織織物を巻いたものとし、色は、図のとおりとする。ただし、図中金色と示した部分には、金糸を用いるものとする。		

二　形状

数字は、寸法を示し、単位は、ミリメートルとする。

（表面）



（裏面）

